

日本家屋風のデザインが  
しもすわの街なみにマッチします!



イベントや土産物販売などに…

## レンタル屋台をご活用ください

地域開発公社では、地域活性化を目的として、「レンタル屋台」の貸し出しを行っています。屋台は6枚の木製パネルからなり、解体して移動することができます。4台を用意しており、連結して使用することも可能です。町内イベントにおける物品販売、観光ガイドや土産物販売などに是非ご利用ください。

寸法	[幅]2730mm×[奥行]1820mm×[高さ]2700mm
利用料金	1日あたり1,000円
貸出受付	次の窓口で申込を受け付けています。 ①友之町駐車場管理棟 TEL: 27-0005 ②観光振興局事務局(儀象堂内) TEL: 27-0001 ③地域開発公社事務局(役場2階) TEL: 27-1111
注意事項	○貸出範囲は下諏訪町内に限ります。 ○地域活性化用途以外には使用できません。 ○製品の食品販売には使用できませんが、現地での調理を伴う飲食物の販売には利用できません。

■お問い合わせ先 (社)下諏訪町地域開発公社 ☎27-1111(内線267・268)



昭和三十六年に第一回の町民登山を実施してから、毎年8月に広く町民を対象に参加者を募集し、町民登山を行っています。山は天候の変化が激しく、また体力的にもかなりきついスポーツですので、登山開始から帰ってくるまで安全第一で事故のないように気を配っています。近年の中・高年の登山ブームもあって参加者の三分の二は毎年参加していただいているリピーターです。登山は地味なスポーツですが毎年町民登山を行っていますので、参加してみてください。

### 山岳部

山岳部  
部長 藤井 勉  
電話28-2164



空手部は下諏訪体育協会に加盟して、四十七年ほど経過します。活動としては、年二回の大会出場(県大会・全国大会)、昇級昇段審査会、他市町村・体協空手部との合同練習などを行っています。空手には「組み手」と「型」があります。双方のスキルを上げる為、日々稽古に励んでいます。空手部はスポーツでもあり武道です。体力や技術だけでなく心や精神面も鍛えることができます。子供から大人まで老若男女を問わず行えます。ダイエット、またはストレス解消、健康作りに行ってみませんか。体験や見学、大歓迎です。毎週月曜日、下諏訪体育館剣道場で午後七時三十分より行っています。是非お越し下さい。

### 空手部

空手部  
部長 宮作 慶二  
電話79-5121

## 町民の皆さんと共に スポーツの振興と健康づくり

●あなたも気軽に参加してみませんか!

NPO町体育協会・専門部の活動紹介③



## 戦没者等の妻 に対する特別給付金の継続について

平成23年度において、標記の特別給付金の受給権を取得することとなる皆さんは、時効による失権のないよう該当されると思われる場合は、請求漏れがないよう下記までお問い合わせ下さい。

### ●戦没者等の妻に対する特別給付金

～平成23年度に4回目の継続分の受給権を取得される方～(平成23年4回目継続分)

- (1) 支給対象者：戦没者等の妻に対する特別給付金支給法の規定により、平成13年10月1日に特別給付金の受給権を取得した者であって、平成23年10月1日において公務扶助料、遺族年金等の受給権を有している者であること。
- (2) 国債の発行日等：国債の発行日は平成23年11月1日であり、その償還金の支払期日は平成24年から平成33年までの毎年4月30日及び10月31日であること。
- (3) 国債の名称及び記号：第二十二回特別給付金国庫債券「と号」

### ●戦没者の父母等に対する特別給付金

- (1) 支給対象者：戦没者の父母等に対する特別給付金支給法の規定により、平成18年10月1日に特別給付金の受給権を取得した者であって、平成23年10月1日において公務扶助料、遺族年金等の受給権又は受給資格を有し、かつ平成23年9月30日までに氏を同じくする自然血族たる子又は孫を有するに至らなかった父母又は祖父母であること。
- (2) 国債の発行日等：国債の発行日は平成23年10月1日であり、その償還金の支払期日は平成24年から平成28年までの毎年5月15日であること。
- (3) 国債の名称及び記号：第二十四回特別給付金国庫債券「に号」
- (4) 請求手続き：請求書に『戦没者の父母等に対する特別給付金「戦没者以外の子又は孫」に係る現況申立書』を添付すること。

### ■問い合わせ先

特別給付金について該当されると思われる方は、お気軽にご相談ください。

長野県健康福祉部地域福祉課保護恩給係 電話026-235-7094

### ●買上償還の対象となる国庫債券及び買上償還の実施期間

- (1) 第二十二回特別給付金国庫債券「い号」券～「へ号」券  
(実施期間 平成23年5月2日～平成24年4月27日)
- (2) 第八回特別弔慰金国庫債券「い号」券  
(実施期間 平成23年6月15日～平成24年6月14日)
- (3) 第二十三回特別給付金国庫債券「い号」券  
(実施期間 平成23年5月16日～平成24年5月14日) なお、15万円券は除く
- (2) 第九回特別弔慰金国庫債券「い号」券  
(実施期間 平成23年4月15日～平成24年4月13日)

【買上価格(例)】

買上賦札 記号「い」枚数「5」金額「500,000円」

↓  
買上価格 「458,000円」

### ●特別買上償還の申込方法

- (1) 「買上償還申込書」に必要事項を記入し、債券の買上げを受けようとする記名者の居住地の福祉事務所長から証明を受けた上で、下記の地方厚生局に送付してください。
- (2) 地方厚生局では、審査の上対象となる場合には、「買上げを必要とする旨の証明書」及び「買上償還請求書」が送付されます。
- (3) 交付を受けた債券の記名者は、「買上償還請求書」に債券と「買上げを必要とする旨の証明書」を添えて、償還金支払場所に提出し特別買上償還を受けることとなります。

※申込書の送付先

〒330-9713 埼玉県さいたま市中央区新都心1番1号

さいたま新都心合同庁舎1号館3階 厚生労働省関東信越厚生局健康福祉課

電話048-740-0743

戦没者等の遺族の皆さんへ!  
特別給付金・特別弔慰金国庫債券の  
特別買上償還継続のお知らせ

特別給付金・特別弔慰金国庫債券の記名者が、厚生労働省より次の国庫債券の買上げを必要とする旨の証明を受けた方は、買上げの日後に償還金の支払期日が到来する賦札全部について一定の利率で割り引かれた金額で特別買上げ償還を受けることができます。

## 放送大学公開講演会 ～どなたでも、自由に聴講できます～

放送大学長野学習センターでは、下記のとおり講演会を開催します。皆さま、お問い合わせの上ご参加ください。

日時：平成23年7月9日(土) 13:30～15:30

演題：放射線と人体

講師：信州大学ヒト環境科学研究支援センター 助教 養手 吾一

会場：放送大学長野学習センター

※申し込みは不要です。無料で聴講できます。■お問い合わせ先：放送大学長野学習センター 電話58-2332